

議 会 運 営 委 員 会

令和8年2月16日（月）

午前9時30分

第2委員会室

議 題

- 1 令和8年第2回（3月）尾張旭市議会定例会の運営について

- 2 長期欠席議員の議員報酬等の減額について

- 3 議会BCPの内容の検証・点検について

- 4 尾張旭市議会情報セキュリティ対策基準について

- 5 令和9年度議会費予算要望について

- 6 その他

配付資料一覧

【議題1 資料】

- 1 令和8年第2回（3月）尾張旭市議会定例会日程（案）
- 2 議事日程（案）第1日目、第2日目以降
- 3 令和8年第2回（3月）尾張旭市議会定例会付議事件一覧、議案の概要
- 4 新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情
- 5 横断歩道の新設に関する陳情
- 6 尾張旭市における公共スポーツ施設の先行予約制度に関する陳情
- 7 要望書等文書表

【議題2 資料】

- 8 尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例 正副委員長案

【議題3 資料】

- 9 議会BCPの内容の検証・点検について

【議題4 資料】

- 10 尾張旭市議会情報セキュリティ対策基準（案）

【議題5 資料】

- 11 令和9年度議会費予算要望一覧

【議題6 資料】

なし

令和8年第2回（3月）尾張旭市議会定例会日程（案）

（会期27日間）

開催日	曜日	開議時間	会議名	日程等
第1日	2月26日	木	午前9時30分	本 会 議 1 議会運営委員長報告 2 会議録署名者の指名 3 諸報告 4 会期の決定 5 委員会の所管事務調査報告の件 6 施政方針演説 7 第4号議案から第31号議案まで 上程、提案理由の説明 7 同意案第1号 上程、提案理由の説明
第2日	2月27日	金		休 会
第3日	2月28日	土		〃
第4日	3月1日	日		〃
第5日	3月2日	月		〃
第6日	3月3日	火		〃
第7日	3月4日	水		〃
第8日	3月5日	木	午前9時30分	本 会 議 1 一般質問
第9日	3月6日	金		休 会
第10日	3月7日	土		〃
第11日	3月8日	日		〃
第12日	3月9日	月	午前9時30分	本 会 議 1 一般質問 2 議案質疑 3 議案の討論、採決又は委員会付託 4 陳情
第13日	3月10日	火	〃 本会議終了後	〃 予算決算委員会 (全 体 会) 総括説明及び人件費予算の説明（一般会計のみ） 分科会への割り振り
第14日	3月11日	水		休 会
第15日	3月12日	木		〃
第16日	3月13日	金	午前9時30分 福祉文教委員会 終了後	福祉文教委員会 予算決算委員会 福祉文教分科会 付託議案等の審査 付託議案の審査
第17日	3月14日	土		休 会
第18日	3月15日	日		〃
第19日	3月16日	月	午前9時30分 都市環境委員会 終了後	都市環境委員会 予算決算委員会 都市環境分科会 付託議案等の審査 付託議案の審査
第20日	3月17日	火	午前9時30分 総務委員会 終了後	総務委員会 予算決算委員会 総務分科会 付託議案等の審査 付託議案の審査
第21日	3月18日	水	午前9時30分	予算決算委員会 (全 体 会) 分科会会長報告及び報告に対する質疑 討論、採決
第22日	3月19日	木		休 会 (予定：午後1時30分 各派代表者会)
第23日	3月20日	金		〃
第24日	3月21日	土		〃
第25日	3月22日	日		〃
第26日	3月23日	月	午前9時30分	議会運営委員会
第27日	3月24日	火	午前9時30分	本 会 議 1 議会運営委員長報告 2 諸報告 3 委員会の所管事務調査報告の件 4 委員長報告及び報告に対する質疑 付託議案等の討論、採決

※ 委員会等の開催は予定であり、変更となる場合があります。

議事日程（案）第1日目

議会運営委員長報告

- 第 1 会議録署名者の指名
（ 日比野 和雄 議員 ）
（ 松原 たかし 議員 ）
- 第 2 諸報告
議長報告
- 第 3 会期の決定
（会期 27 日間）
- 第 4 委員会の所管事務調査報告の件
議会運営委員会
- 第 5 施政方針演説
- 第 6 第4号議案から第31号議案まで
上程、提案理由の説明
- 第 7 同意案第1号
上程、提案理由の説明

議事日程（案）第2日目以降

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案質疑
- 第 3 議案の討論、採決又は委員会付託
- 第 4 陳情

令和8年第2回（3月）尾張旭市議会定例会付議事件一覧

1 議案（28件）

番号	件名
第4号議案	令和7年度尾張旭市一般会計補正予算（第7号）
第5号議案	令和7年度尾張旭市旭平和墓園事業特別会計補正予算（第2号）
第6号議案	令和7年度尾張旭市介護保険特別会計補正予算（第3号）
第7号議案	令和7年度尾張旭市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
第8号議案	令和8年度尾張旭市一般会計予算
第9号議案	令和8年度尾張旭市国民健康保険特別会計予算
第10号議案	令和8年度尾張旭市土地取得特別会計予算
第11号議案	令和8年度尾張旭市旭平和墓園事業特別会計予算
第12号議案	令和8年度尾張旭市介護保険特別会計予算
第13号議案	令和8年度尾張旭市後期高齢者医療特別会計予算
第14号議案	令和8年度尾張旭市水道事業会計予算
第15号議案	令和8年度尾張旭市公共下水道事業会計予算
第16号議案	尾張旭市企業版ふるさと納税基金条例の制定について
第17号議案	尾張旭市都市計画事業基金条例の制定について
第18号議案	尾張旭市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
第19号議案	尾張旭市乳児等通園支援事業利用料条例の制定について
第20号議案	尾張旭市立保育園統廃合等審議会条例の廃止について
第21号議案	尾張旭市行政手続条例の一部改正について
第22号議案	尾張旭市職員の給与に関する条例等の一部改正について
第23号議案	尾張旭市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第24号議案	尾張旭市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

第25号議案	尾張旭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第26号議案	尾張旭市廃棄物処理清掃条例の一部改正について
第27号議案	尾張旭市国民健康保険税条例の一部改正について
第28号議案	尾張旭市介護保険条例の一部改正について
第29号議案	尾張旭市道路構造の技術的基準を定める条例の一部改正について
第30号議案	尾張旭市水道事業の設置等に関する条例及び尾張旭市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
第31号議案	尾張旭市火災予防条例の一部改正について

2 同意案（1件）

番号	件名
同意案第1号	固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案の概要

1 議案（28件）

第4号議案 令和7年度尾張旭市一般会計補正予算（第7号）（財政課）

（単位 千円）

補正前額	34,503,579	補正額	248,673	補正後額	34,752,252
主な歳入	・地方交付税 普通地方交付税				309,000
	・繰入金 財政調整基金繰入金				△50,000
	公共施設整備基金繰入金				△25,000
主な歳出	・減債基金積立金				54,904
	・介護保険特別会計繰出金				42,036
	・藤池保育園高圧受電設備設置工事				21,000
	・尾張東部衛生組合負担金				△26,442
繰越明許費補正 26件					

第5号議案 令和7年度尾張旭市旭平和墓園事業特別会計補正予算（第2号）

（環境課）

（単位 千円）

補正前額	99,028	補正額	△29,405	補正後額	69,623
主な歳入	・事業収入				△17,189
	・繰入金				△12,216
主な歳出	・総務費（工事請負費・積立金）				△29,405

第6号議案 令和7年度尾張旭市介護保険特別会計補正予算（第3号）（長寿課）

（単位 千円）

補正前額	7,291,328	補正額	310,807	補正後額	7,602,135
主な歳入	・保険料				9,000
	・国庫支出金				84,510
	・支払基金交付金				83,160
	・県支出金				22,101
	・繰入金				112,036
主な歳出	・保険給付費				320,000
	・地域支援事業費				△12,000

第7号議案 令和7年度尾張旭市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

（保険医療課）

（単位 千円）

補正前額	1,774,667	補正額	68,573	補正後額	1,843,240
主な歳入	・保険料				70,000
主な歳出	・後期高齢者医療広域連合納付金				67,923

第8号議案 令和8年度尾張旭市一般会計予算（財政課）

（単位 千円）

本年度予算額	32,560,000	前年度予算額	31,640,000	比較	920,000
--------	------------	--------	------------	----	---------

第9号議案 令和8年度尾張旭市国民健康保険特別会計予算（保険医療課）

（単位 千円）

本年度予算額	7,287,000	前年度予算額	7,170,000	比較	117,000
--------	-----------	--------	-----------	----	---------

第10号議案 令和8年度尾張旭市土地取得特別会計予算（財政課）

（単位 千円）

本年度予算額	420,000	前年度予算額	269,000	比較	151,000
--------	---------	--------	---------	----	---------

第11号議案 令和8年度尾張旭市旭平和墓園事業特別会計予算（環境課）

（単位 千円）

本年度予算額	28,800	前年度予算額	98,700	比較	△69,900
--------	--------	--------	--------	----	---------

第12号議案 令和8年度尾張旭市介護保険特別会計予算（長寿課）

（単位 千円）

本年度予算額	7,470,000	前年度予算額	6,980,000	比較	490,000
--------	-----------	--------	-----------	----	---------

第13号議案 令和8年度尾張旭市後期高齢者医療特別会計予算（保険医療課）

（単位 千円）

本年度予算額	1,997,000	前年度予算額	1,765,000	比較	232,000
--------	-----------	--------	-----------	----	---------

第 1 4 号議案 令和 8 年度尾張旭市水道事業会計予算（経営政策課）

（単位 千円）

本年度予算額	2,448,531	前年度予算額	2,461,378	比較	△12,847
--------	-----------	--------	-----------	----	---------

第 1 5 号議案 令和 8 年度尾張旭市公共下水道事業会計予算（経営政策課）

（単位 千円）

本年度予算額	3,420,169	前年度予算額	3,481,875	比較	△61,706
--------	-----------	--------	-----------	----	---------

第16号議案 尾張旭市企業版ふるさと納税基金条例の制定について（企画課）

尾張旭市企業版ふるさと納税基金を設置するため、所要の整備を図る。

施行期日 令和8年4月1日

第17号議案 尾張旭市都市計画事業基金条例の制定について（財政課）

尾張旭市都市計画事業基金を設置するため、所要の整備を図る。

施行期日 令和8年4月1日

第18号議案 尾張旭市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について（こども未来課）

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、所要の整備を図る。

施行期日 令和8年4月1日

第19号議案 尾張旭市乳児等通園支援事業利用料条例の制定について（保育課）

市立保育所において実施する乳児等通園支援事業の利用料に関する事項を定めるため、所要の整備を図る。

施行期日 令和8年4月1日

第20号議案 尾張旭市立保育園統廃合等審議会条例の廃止について（保育課）

尾張旭市立保育園統廃合等審議会を廃止する。

施行期日 令和8年4月1日

第21号議案 尾張旭市行政手続条例の一部改正について（総務課）

行政手続法の一部改正に伴い、所要の整備を図る。

施行期日 令和8年5月21日

第22号議案 尾張旭市職員の給与に関する条例等の一部改正について（人事課）

職員の諸手当の額等の改定を行うため、所要の整備を図る。

施行期日 令和8年4月1日

第23号議案 尾張旭市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
(生涯学習課)

尾張旭市中央公民館102会議室の貸し部屋としての用途を廃止するため、所要の整備を図る。

施行期日 令和8年4月1日

第24号議案 尾張旭市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
(健康都市・スポーツ課)

尾張旭市民プールの使用料を変更するため、所要の整備を図る。

施行期日 令和8年4月1日

第25号議案 尾張旭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について (こども未来課)

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を図る。

施行期日 令和8年4月1日

第26号議案 尾張旭市廃棄物処理清掃条例の一部改正について (環境課)

動物の死体の処分に係る一般廃棄物処理手数料を変更するため、所要の整備を図る。

施行期日 令和8年4月1日

第27号議案 尾張旭市国民健康保険税条例の一部改正について (保険医療課)

国民健康保険税の税率等を改定するため、所要の整備を図る。

施行期日 令和8年4月1日

第28号議案 尾張旭市介護保険条例の一部改正について (長寿課)

介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の整備を図る。

施行期日 令和8年4月1日

第 29 号議案 尾張旭市道路構造の技術的基準を定める条例の一部改正について

(土木管理課)

自転車通行帯に関する規定を定めるため、所要の整備を図る。

施行期日 公布の日

第 30 号議案 尾張旭市水道事業の設置等に関する条例及び尾張旭市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について (経営政策課)

地方自治法等の一部改正に伴い、所要の整備を図る。

施行期日 令和 8 年 9 月 24 日

第 31 号議案 尾張旭市火災予防条例の一部改正について (予防課)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の整備を図る。

施行期日 令和 8 年 3 月 31 日

2 同意案 (1 件)

同意案第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について (人事課)

令和 8 年 3 月 31 日で任期満了となる固定資産評価審査委員会委員 日比野 享氏を再度選任するため、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求め

令和8年2月9日

4

尾張旭市議会議長
坂江章演様

〒488-0882

愛知県尾張旭市城山町向ヶ丘 35

電話番号 090-6460-0515

自治体職員をハラスメントから守る愛知県民の会

尾張旭市代表 河野裕司



新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情

<陳情理由>

全国の市区町村庁舎内において、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが、以前より問題視されてきましたが、特に新宿区の状況がアンケート調査とメディア報道で公になったことで、議会関係者のみならず、多くの国民にその実態が認知され、社会的な関心が一層高まっています。

この問題の早期是正に向け、各地方自治体では「庁舎内における勧誘行為の実態調査の実施」「庁舎管理規則に基づく営業行為禁止の確認」「調査結果に基づく職員への救済措置」などを求める陳情・請願が採択され、令和8年1月現在で、全国で104自治体において、調査や是正措置等の対応が行われています。

私たち自治体職員をハラスメントから守る愛知県民の会（県民の会）が提出した陳情・請願においては、6市町で採択され、安城市・蒲安市・豊橋市・あま市・大治町で実施された職員アンケートにより、職員が受けていた勧誘実態と職員の訴えが具体的に示されました。

これらのアンケート結果を見ると、地方議員から政党機関紙の勧誘を受けた際に、「購読しなければならないという心理的な圧力を感じた」と回答した職員が全国平均で57%にのぼっています。また、現在も購読している職員のうち、「購読をやめたいが、言い出しにくい」と回答した割合が過半数を占めています。

新宿区では、管理職132人を対象に実施されたハラスメントに関するアンケートにおいて、85.2%が区議から政党機関紙の購読勧誘を受けた経験があると回答しました。そのうち64.3%が「心理的な圧力を感じた」と回答し、勧誘を受けた管理職の50%が「やむを得ず購読した」と答えました（令和7年8月）。

これを受け、新宿区議は「議員が職員に対して政党機関紙の勧誘・販売・集金等を行うことはパワーハラスメントに該当し得る」と指摘して行政に対応を求め、新宿区は、職員への政党機関紙勧誘や庁舎内での集金を行わないよう区議会に要請するとともに、購読継続を望まない職員の集団解約を仲介しました。（令和7年3月、詳細は別添「討議資料」参照）。



愛知県豊橋市の実態調査では343人が回答し、現在購読中47人 過去に購読していた34人 合計81人すべて「しんぶん赤旗」でした。驚いたのは、勧誘者が議員だけでなく、市職員と組合員がいたことです。さらに、購読者47人のうち心理的な圧力を感じた人は31人（66%）で、購読をやめたいと希望する人が27人（57%）もおりました。

現在では、政党機関紙の電子版も発行されており、希望があれば、職員個人が自宅等で自由に申し込み、購読・支払いができる社会環境が整っています。そのため、職員が庁舎内で勧誘・配達・集金を受ける必要性はなくなっており、本人の意思に反する庁舎内購読を見直すことは、結果として庁舎における政治的中立性の確保にも資する状況となっています。

これまで多くの自治体において、「行政としては職員から具体的な相談がない」という理由から、政党機関紙購読に伴う職員の苦痛やストレスが表面化せず、「なかったこと」とされてきました。しかし、実態調査を行うことで、行政が職員の本音を把握できるようになった事例が各地で確認されています。貴自治体においても、「政党機関紙の勧誘行為が行われていないか」「その勧誘により心理的な圧力を感じている職員がいないか」について、まずは現状把握に努めていただきたく存じます。

また、庁舎管理規則により、庁舎内における勧誘・営業行為は原則として禁止されています。これは地方議員による政党機関紙の勧誘行為についても同様であると考えられます。つきましては、当該規則の趣旨を踏まえ、地方議員に対してもルール遵守を改めて確認する対応を行ってください。

政党機関紙の勧誘は、役職者の新規任命が行われる3月末から4月上旬に集中する傾向があります。これまでも問題提起が行われてきましたが、新宿区等で明確な実態が顕在化したことを鑑み、庁舎内での勧誘行為を通じて、議員から職員に対する心理的圧力や意思に反する購読が生じることのないよう、議会として早急な確認をお願い申し上げます。

<陳情項目>

1. 庁舎内において、職員が地方議員から政党機関紙の勧誘を受け、心理的な圧力を感じたり、断りきれずに購読しているという実態がないかについて、可能な限り早期に、職員に寄り添った形で調査・確認するよう、行政に求めてください。
2. 仮に心理的な圧力を受けた職員が確認された場合には、当該職員の意思が尊重されるよう、適切な対応を行うよう求めてください。

【陳情書 書式例】

2026年2月10日

尾張旭市議会

議長 さかえ章演 様

陳情者 住所 愛知県尾張旭市
氏名

横断歩道の新設に関する陳情

1 陳情の趣旨

本件の対象場所は、通学路となっており、地域住民の方々が見守り活動のために立っている場所です。

しかしながら、当該交差点には横断歩道が設置されておらず、児童・生徒が道路を横断する際に大変危険な状況となっています。

近年、周辺道路の渋滞を避けるため、いわゆる「抜け道」として利用する車両が増加しており、地域外からの通過車両も多く見受けられます。その結果、車両の通行量が増え、通学時間帯において特に小学生等にとって危険性が高まっています。

地域の安全を守る観点から、早急な対応が必要であると考え、本陳情を提出いたしました。

【対象場所】

〒488-0033

愛知県尾張旭市東本地ヶ原町三丁目14番3号付近

(晴丘運動場と東本地ヶ原町側を結ぶ交差点)

2 陳情の内容

当該交差点における横断歩道設置の必要性について、特に朝の通学時間帯を中心とした現地調査を実施していただきたい。

調査の結果、横断歩道の設置が困難な場合には、カーブミラー等の安全対策設備の設置を含め、児童・生徒の安全確保につながる対策をご検討いただきたい。

以上、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。



令和 8 年 2 月 12 日

尾張旭市議会

議長 さかえ章演 様

陳情者

尾張旭市城山町三ツ池 6106-8

金 志 亮

電話 090-1237-1070

尾張旭市における公共スポーツ施設の先行予約制度に関する陳情

1. 陳情の趣旨

公共スポーツ施設の先行予約制度について、市民利用との均衡を欠いた運用実態が、具体的な数値により明らかとなっています。

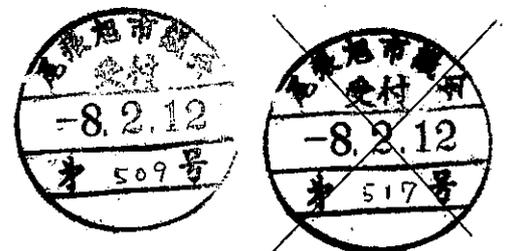
尾張旭市が管理する晴丘テニスコートにおける日曜日（9時～17時）の利用枠

■ 先行予約の割合（事実）

- ・日曜日利用枠全体のうち、約 65%が先行予約として事前に確保されている。
- ・この 65%のうち、テニス連盟による先行予約が約 39%を占めている。
- ・残り約 26%は、テニス連盟以外の他団体市民大会等による先行予約である。
- ・一般市民が抽選により利用可能な枠は、全体の約 35%である。

本陳情は、公平性および透明性を確保する観点から、具体的な数値目標を伴う制度是正を求めるものです。

2. 陳情の内容



令和9年度以降の日曜日における公共スポーツ施設の年間先行予約について、
現行水準から20%程度削減することを目安として、市に検討を求めます。

対象:晴丘テニスコート

以上

受理年月日	件名	提出者
R7.11.19	令和8年度税制改正提言事項について	瀬戸市見付町38-2 瀬戸商工会議所3階 公益社団法人瀬戸旭法人会 会長 神谷 真二
R7.11.19	令和8年度税制改正に関する提言について	瀬戸市見付町38-2 瀬戸商工会議所3階 公益社団法人瀬戸旭法人会 会長 神谷 真二
R7.11.25	臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情	東京都新宿区西新宿3-3-13 西新宿水間ビル6階 一般社団法人 中国における臓器移植を考える会 代表 丸山 治章
R7.11.28	設備工事の分離発注について（お願い）	名古屋市中区大須四丁目10番32号 上前津KDビル6階 一般社団法人 愛知電業協会 会長 藤田 祐三 名古屋市中区錦一丁目7番31号 山田ビル3階 一般社団法人 愛知県空調衛生工事業協会 会長 閑林 憲之
R7.12.24	要望書 「地元自治体との連携による商工会支援体制の強化と地域商工業振興に対する施策の拡充」	名古屋市中村区名駅4丁目4番38号 愛知県産業労働センター16階 愛知県商工会連合会 会長 新美 文二 尾張旭市東大道町原田2570番地3 尾張旭市商工会 会長 坂田 豊樹 外5名

委員会提案第 号

尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例の制定について

上記の議案を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び尾張旭市議会会議規則（平成15年議会規則第1号）第13条第3項の規定により提出する。

令和 年 月 日

尾張旭市議会議長 殿

提出者

議会運営委員長

提案理由

この案を提出するのは、尾張旭市議会議員が市議会の会議を長期欠席等した場合の議員報酬及び期末手当の支給に関し、必要な事項を定めるため必要があるからである。

尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、尾張旭市議会議員（以下「議員」という。）の果たすべき職責に鑑み、議員が長期にわたって市議会の会議を欠席した場合及び刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束される処分を受けた場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成16年条例第1号）の特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市議会の会議 尾張旭市議会定例会及び臨時会の本会議並びに尾張旭市議会委員会条例（平成15年条例第1号）に基づき設置された委員会の会議をいう。
- (2) 長期欠席 療養、自己都合その他の事由により、90日を超えて市議会の会議を欠席することをいう。
- (3) 公務上の災害等 尾張旭市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第13号）に基づき認定された公務又は通勤により生じた災害をいう。

(長期欠席に係る届出)

第3条 議員は、長期欠席をすることとなったときは、その旨を長期欠席届出書(第1号様式)により議長に届け出なければならない。この場合において、当該議員が自ら届け出ることができないときは、当該議員の親族又は委託を受けた者が届け出ることができる。

2 前項の規定による届出において、長期欠席の事由が療養による場合は、医師が記載した証明書等を添えなければならない。

3 議員は、第1項の規定による届出後に市議会の会議に出席できることとなったときは、その旨を復帰届出書(第2号様式)により議長に届け出なければならない。

(長期欠席の始期及び終期)

第4条 長期欠席の始期は、市議会の会議を欠席した日とし、長期欠席の終期は、前条第3項の規定による届出書中の復帰日の前日とする。

(議員報酬の減額)

第5条 議員が長期欠席したときの議員報酬は、その職に応じた議員報酬に、長期欠席の始期から起算して引き続き市議会の会議に出席していない日数(以下「長期欠席の日数」という。)に応じ、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

長期欠席の日数	割合
90日を超え180日以下であるとき	100分の80
180日を超え365日以下であるとき	100分の70
365日を超えるとき	100分の0

2 前項の規定は、長期欠席の日数が90日、180日又は365日を超える日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から、前条に規定する長期欠席の終期(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで適用する。この割合において、長期欠席の終期の属する月については、日割りにより計算する。

(期末手当の減額)

第6条 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)のそれぞれ前6月において、前条の規定により議員報酬を減額して支給された月があるときの期末手当の額は、その職に応じた期末手当に、当該減額の計算に係る割合を乗じて得た額とする。この場合において、当該割合が異なるときは、低い方の割合を乗ずるものとする。

(適用除外)

第7条 次に掲げる事由により市議会の会議を長期欠席したときは、前2条の

規定は適用しない。

- (1) 公務上の災害等
- (2) 出産（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項本文に規定する期間の範囲内に限る。）
- (3) その他議長が前2号の事由に準ずると認める事由

（議員報酬の支給停止）

第8条 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束される処分を受けたときは、その日から当該処分を解かれる日までの間、当該期間に係る日割りにより計算した額の議員報酬の支給を停止する。この場合において、既にその月の議員報酬が支払われていたとき、又は支給の停止ができないときは、翌月の議員報酬から当該支給停止に係る額を差し引いて支給する。

- 2 前項後段の規定を適用する場合において、議員の辞職その他の事由により翌月の議員報酬から差し引いて支給することができないときは、前項の規定は適用しない。

（期末手当の支給停止）

第9条 基準日のそれぞれ前6月において、議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束される処分を受けたときは、当該基準日に係る期末手当の支給を停止する。

（支給停止されていた議員報酬等の支給）

第10条 支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該支給停止に係る刑事事件について公訴を提起しない処分が行われたとき、又は当該支給停止に係る刑事事件の無罪判決（同様の効果を有する判決及び決定を含む。）が確定したときは、その日の属する月の翌月の議員報酬の支給日に支給する。この場合において、議員の資格を失っているときも、同様とする。

（議員報酬等の不支給）

第11条 支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該支給停止に係る刑事事件の有罪判決が確定したときは、支給しない。

（日割計算の方法）

第12条 日割り計算は、その月の現日数を基礎として計算する。

（端数計算）

第13条 この条例の規定により計算した議員報酬及び期末手当の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（減額、支給停止及び不支給の効力）

第14条 この条例の規定による減額、支給停止及び不支給については、当該

減額、支給停止及び不支給の事由が生じた日の属する任期中の議員報酬又は
期末手当に限り、その効力を有する。

(疑義の決定)

第15条 この条例の適用に関し疑義が生じたときは、議長が議会運営委員会
に諮って決定する。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

長期欠席届出書

年 月 日

尾張旭市議会議長 様

議員氏名
代理人氏名
続 柄
連 絡 先

尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例第3条第1項の規定により届け出ます。

1 長期欠席期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 長期欠席理由

(1) 療養（病名）

(2) その他（理由）

3 添付書類

診断書

その他（）

第2号様式（第3条関係）

復帰届出書

年 月 日

尾張旭市議会議長 様

議員氏名

尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例第3条第3項の規定により届け出ます。

復帰日

年 月 日

議会BCPの内容の検証・点検について

1 実施根拠

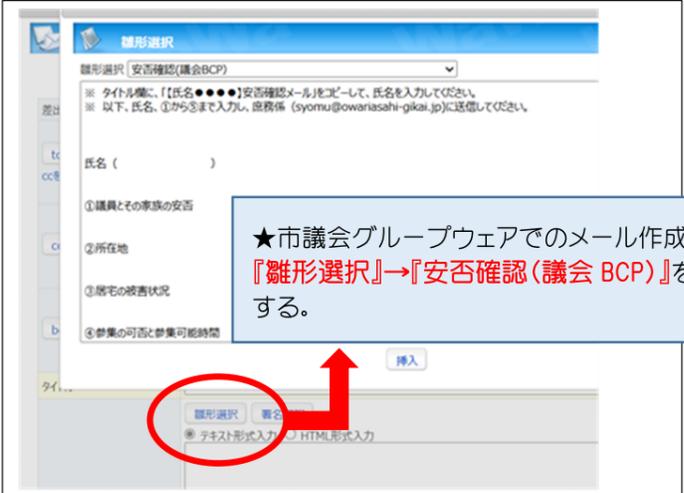
令和8年1月16日、19日、20日に令和7年度尾張旭市議会防災訓練を実施した。議会BCP14ページ「6 議会防災訓練」において、議会防災訓練実施後は議会BCPの内容の検証・点検をすることとしている。

2 検証・点検箇所

(1) 確認事項等

NO	確認箇所	回答
1	●災害用伝言ダイヤル(171)について 2日目の伝言時、「上書きします」と言われて録音をやめてしまった。	災害用伝言ダイヤル(171)の登録可能件数が最大20件であるため、一人1回の録音をお願いしているところである。実際に発災した際には、問題は生じないと思われる。
2	●災害用伝言ダイヤル(171)録音時の電話番号について 議会事務局の電話番号を覚えていなかった。	議会BCP及び災害用携帯ハンドブックに掲載する。 【議会事務局】0561-76-8186(直通)
3	●市議会グループウェアでのメール送信及び災害用伝言ダイヤル(171)での報告事項の確認について	報告事項については、議会BCP(20ページ)及び災害用携帯ハンドブックに掲載している。 【報告事項】 ① 議員とその家族の安否 ② 所在地 ③ 居宅の被害状況 ④ 参集の可否と参集可能時期 ⑤ 連絡先
4	●参集について 参集の基準が分からなかった。	改めて、議会BCPの確認をお願いしたい。 【正副議長】→ 議会BCP発動次第、議会事務局長の参集依頼で参集 【その他議員】→ 議会本部からの参集指示があり次第、参集
5	●議会防災訓練での安否確認方法は複数手法だったが、実際はどれを優先するのか確認できるとよい。	議会BCP(12ページ)及び災害用携帯ハンドブックの安否確認方法の表に優先順位が掲載されている。
6	●何を最優先で実施するかを明確化してはどうか。	議会BCP(7~9ページ)の第6 行動基準(地震・風水害編)で明確化している。
7	●LINE WORKSの通知設定を統一したほうがよい。	各議員の所有しているスマートフォンの種類が多岐にわたるため、個人での設定をお願いしたい。

(2) 議会BCP等改正・改善箇所

NO	改正・改善箇所	改正・改善前	改正・改善後
1	●LINE WORKSでのログイン・ログアウトの問題について ★ LINE WORKS(無料版)では、ログインしていない状態で30日経過又はバージョンアップ等の理由で勝手にログアウトされてしまう事象が発生する。	現在、全員協議会当日の朝に、LINE WORKSのログイン確認を実施している。	○ 毎月議員報酬支給日(毎月21日、土日祝の場合はその直前の平日)にログイン確認を実施する。 ※ 議員報酬支給明細書配付時に、議員ボックスに看板を設置して周知します。  ○ LINE WORKS(有料版)導入の検討
2	●市議会グループウェアでのメール送信及び災害用伝言ダイヤル(171)での報告事項について	報告事項については、議会BCP(20ページ)及び災害用携帯ハンドブックに掲載している。	○ 分かりやすいように、議会BCP(12ページ)に追記する。 ○ 市議会グループウェアでの報告がしやすいように、雛形を作成しておく。 

NO	改正・改善箇所	改正・改善前	改正・改善後
3	●災害用伝言ダイヤル（171）の登録時の電話番号について	議会BCP及び災害用携帯ハンドブックに掲載していない。	議会BCP（12ページ）及び災害用携帯ハンドブックに掲載する。
4	●1日の割合で多くの時間を過ごし、備蓄スペースがある議会若しくは会派室に、事務局職員と議員分の非常用物資を備蓄する必要があるのではないか。若しくは、各個人が準備する必要はないか検討したほうがよいと思う。	○議員の食料、飲料水の市議会としての備蓄はない。（議会BCP 12ページ） ○事務局職員の食料、飲料水の備蓄は、市長部局での取り扱いとなる。	《要検討》 職員用に市長部局で備蓄しているものと同様の食料や飲料水などを議員互助会で準備してはどうか。 【参考】 市長部局では、防災食7食セット（2,500円程）及び飲料水を備蓄している。

議会BCP(12ページ)

〈変更前〉

3 安否確認方法

優先順位	方法
1	LINE WORKS による返信
2	市議会グループウェアによりメールを送信 アドレス: syomu@owariasahi-gikai.jp
3	電話による連絡 議会事務局: 0561-76-8186(直通)
4	災害用伝言ダイヤル(171)による。
5	市役所へ登庁し、議員安否・所在確認表(様式1)を紙面で提出

4 参集・活動時に係る留意事項

(1) 連絡方法
参集に係る連絡は、LINE WORKS による。

(2) 服装
防災活動に支障のない安全な服装(防災服等)
※ 防災服着用の際は、桃色の「市議会」の腕章を着用すること。



(3) 携行品(例) ※ 議員の食料、飲料水の市議会としての備蓄はありません。
(自由記載欄)

<input type="checkbox"/> ヘルメット	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 手袋	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 懐中電灯	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 筆記用具	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> メモ帳	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 食料(個人用)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 飲料水(個人用)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 薬(個人用)	<input type="checkbox"/>

(4) 交通手段
原則として、徒歩、自転車等による。

(5) 緊急措置
火災又は人身事故等緊急事態に遭遇した場合は、人命救助等適切な措置をとること。

12

〈変更後〉

3 安否確認方法

優先順位	方法
1	LINE WORKS による返信
2	市議会グループウェアによりメールを送信 アドレス: syomu@owariasahi-gikai.jp
3	電話による連絡 議会事務局: 0561-76-8186(直通)
4	災害用伝言ダイヤル(171)による。 登録する電話番号【議会事務局: 0561-76-8186(直通)】
5	市役所へ登庁し、議員安否・所在確認表(様式1)を紙面で提出

※ 1～4の場合の報告事項

① 議員とその家族の安否
② 所在地
③ 居宅の被害状況
④ 参集の可否と参集可能時期
⑤ 連絡先

4 参集・活動時に係る留意事項

(1) 連絡方法
参集に係る連絡は、LINE WORKS による。

(2) 服装
防災活動に支障のない安全な服装(防災服等)
※ 防災服着用の際は、桃色の「市議会」の腕章を着用すること。



(3) 携行品(例) ※ 議員の食料、飲料水の市議会としての備蓄はありません。
[自由記載欄]

<input type="checkbox"/> ヘルメット	<input type="checkbox"/> メモ帳	<input type="checkbox"/> [自由記載欄]
<input type="checkbox"/> 手袋	<input type="checkbox"/> 食料(個人用)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 懐中電灯	<input type="checkbox"/> 飲料水(個人用)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ	<input type="checkbox"/> 薬(個人用)	<input type="checkbox"/>

(4) 交通手段
原則として、徒歩、自転車等による。

(5) 緊急措置
火災又は人身事故等緊急事態に遭遇した場合は、人命救助等適切な措置をとること。

12

災害用携帯ハンドブック

〈変更前〉

【安否確認方法】

優先順位	方法
1	LINE WORKS による返信
2	市議会グループウェアによりメールを送信 アドレス: syomu@owariasahi-gikai.jp
3	電話による連絡 議会事務局: 0561-76-8186(直通)
4	災害用伝言ダイヤル(171)による。
5	市役所へ登庁し、議員安否・所在確認表(様式1)を紙面で提出

※ 2～4の場合の報告事項

① 議員とその家族の安否、② 所在地、③ 居宅の被害状況、
④ 参集の可否と参集可能時期、⑤ 連絡先

〈変更後〉

【安否確認方法】

優先順位	方法
1	LINE WORKS による返信
2	市議会グループウェアによりメールを送信 アドレス: syomu@owariasahi-gikai.jp
3	電話による連絡 議会事務局: 0561-76-8186(直通)
4	災害用伝言ダイヤル(171)による。 登録する電話番号【議会事務局: 0561-76-8186(直通)】
5	市役所へ登庁し、議員安否・所在確認表(様式1)を紙面で提出

※ 2～4の場合の報告事項

① 議員とその家族の安否、② 所在地、③ 居宅の被害状況
④ 参集の可否と参集可能時期、⑤ 連絡先

(3) 来年度以降の議会防災訓練に対する要望

NO	要望
1	参集後にできること、すべきことを確認できるような訓練はいかがか。
2	時間帯を深夜や早朝にしてもよい。
3	地元の被害状況報告までできそう。
4	訓練時に近くの状況を写真に撮って送る訓練をしてもよい。
5	LINE WORKS による返信を利用して、災害情報等の収集を行い、送られた情報を議会で集約・整理し、共有することを訓練として行うとよい。
6	予告なしで実施するとどうなるか。
7	発災直後の身の処し方では、どのような判断基準で行動するのか。まずは自らの安全確保の次にどうすべきかの、知識や考え方を明確にしたいと思う。
8	LINE WORKS や災害用伝言ダイヤル(171)などはもう少し多頻度にするほうが、身につくと思う。
9	議会本部会議の開催訓練と同オンライン開催の訓練
10	議場や委員会室での対応訓練なども行うとよい。

※ NO. 4

現時点で LINE WORKS での写真共有がデータの容量上難しいため、LINE WORKS(有料版)などの導入を検討する必要がある。

※ NO. 9

現在の議会BCPにおいて、議会本部会議のオンライン開催については想定されていない。

尾張旭市議会情報セキュリティ対策基準

(目的)

第1条 この基準は、尾張旭市議会情報セキュリティ基本規程（令和7年尾張旭市議会訓令第 号。以下「基本規程」という。）第2条第2号の規定に基づき、情報セキュリティ対策の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準で使用する用語の意義は、基本規程の例によるほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) コンピュータ 情報システムの構成要素のうち、サーバ、端末及びその周辺機器をいう。
- (2) サーバ コンピュータのうち、端末から要求や指示を受け、情報や処理結果を返す役割を持つものをいう。
- (3) 端末 コンピュータのうち、尾張旭市議会議員（以下「議員」という。）が情報処理を行うために直接操作するもの（搭載されるソフトウェア及び直接接続され一体として扱われるキーボード、マウス等の周辺機器を含む。）
- (4) パソコン 端末のうち、その形態を問わず、机の上等に備えおいて業務に使用することを前提とし、移動して使用することを目的としないものをいう。
- (5) モバイル端末 端末のうち、その形態を問わず、業務上の必要に応じて移動させて使用することを目的としたものをいう。
- (6) ネットワーク 情報システムの構成要素のうち、コンピュータを相互に接続するための通信回線及びその構成機器（ソフトウェアを含む。）をいう。
- (7) 電磁的記録媒体 情報システムの構成要素のうち、電磁的記録を保存するための媒体であり、内蔵電磁記録媒体（サーバ装置、端末、通信回線装置等に内蔵されるもの）と外部電磁記録媒体（USBメモリ、外付けハードディスクドライブ、DVD-R、磁気テープ等）の総称をいう。
- (8) データ コンピュータで、プログラムを通して使われる記号化又は暗号化されたデジタル信号であって、人の知覚によって認識できないものをいう。
- (9) 情報 人の知覚によって認識できるようデータを整形したものをいう。
- (10) クラウドサービス アプリケーション、ソフトウェア等をネットワーク経由で利用する外部サービスをいう。

(11) 認証情報 情報システムの利用者が本人か否かを識別するための知識情報、所持情報、生体情報をいう。

(最高情報セキュリティ責任者)

第3条 市議会の保有する全ての情報資産及び情報セキュリティの管理並びに情報セキュリティ対策に関する最終決定権限及びこれらの責任を有する最高責任者として、最高情報セキュリティ責任者（Chief Information Security Officer。以下「CISO」という。）を置く。

2 CISOは、議長をもって充てる。

(統括情報セキュリティ責任者)

第4条 CISOを補佐するものとして、統括情報セキュリティ責任者を置き、副議長をもって充てる。

2 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者に対して、情報セキュリティに関する指導及び助言を行う権限を有する。

3 統括情報セキュリティ責任者は、市議会に情報セキュリティインシデントが発生した場合又は情報セキュリティインシデントが発生するおそれがある場合、CISOの指示又はCISOが不在の場合には自らの判断に基づき必要かつ十分な措置を行う権限及び責任を有する。

4 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティインシデントが発生した際は、CISOに直ちに報告を行うとともに、回復のための対策を講じなければならない。

(情報セキュリティ責任者)

第5条 情報システムの統括的な権限及び責任を有する者として、情報セキュリティ責任者を置く。

2 情報セキュリティ責任者は、議会運営委員長をもって充てる。

3 情報セキュリティ責任者は、情報資産及び情報セキュリティ対策に関する統括的な権限及び責任を有する。

(情報セキュリティ管理者)

第6条 市議会における情報セキュリティ対策に関する権限及び責任を有する者として、情報セキュリティ管理者を置く。

2 情報セキュリティ管理者は、議会事務局長をもって充てる。

3 情報セキュリティ管理者は、市議会において、情報セキュリティインシデントが発生した場合又は情報セキュリティインシデントが発生するおそれがある場合、情報セキュリティ責任者へ直ちに報告を行い、指示を仰がなければ

ばならない。

(情報システム管理者)

第7条 情報システムの権限及び責任を有する者として、情報システム管理者を置く。

2 情報システム管理者は、議事課長をもって充てる。

3 情報システム管理者は、情報システムに関する権限及び責任を有する。

4 情報システム管理者は、情報システムの維持又は管理を行う。

(情報セキュリティに関する統一的な窓口の設置)

第8条 CISOは、情報セキュリティの統一的な窓口を議会事務局に置き、議員等から報告を受けた場合には、その状況を確認し、自らへの報告が行われる体制を整備する。

2 CISOによる情報セキュリティ戦略の意思決定が行われた際には、その内容を議員等に提供しなければならない。

3 情報セキュリティインシデントを認知した場合には、その重要度や影響範囲等を勘案し、報道機関への通知・公表対応を行わなければならない。

4 情報セキュリティに関して、関係機関や他の地方議会の情報セキュリティに関する統一的な窓口の機能を有する部署、委託事業者等との情報共有を行わなければならない。

(情報資産の分類)

第9条 情報資産は、機密性、完全性及び可用性により分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を行うものとする。

2 情報資産の機密性による分類は、次の表のとおりとする。

分類	分類基準	取扱制限
機密性3	業務で取り扱う情報資産のうち、尾張旭市情報公開条例（平成12年条例第25号）第7条各号に規定される情報に相当する機密性を要する情報資産	1 機密性3の情報資産に対して支給された端末以外での作業の原則禁止 2 必要以上の複製及び配付禁止 3 機密性3の情報資産に対して適切な回線を用いた情報システムによる提供 4 データ及び情報の送信、情

機密性 2	業務で取り扱う情報資産のうち、機密性 3 に相当する機密性は要しないが、直ちに一般に公表することを前提としていない情報資産	<p>報資産の運搬・提供時における電子署名・暗号化・パスワードの設定や鍵付きケースへの格納</p> <p>5 復元不可能な処理を施しての廃棄</p> <p>6 適切な回線の選択</p> <p>7 電磁的記録媒体の耐火、耐熱、耐水及び耐湿を考慮した施錠可能な場所への保管</p>
機密性 1	機密性 2 又は機密性 3 の情報資産以外の情報資産	

3 情報資産の完全性による分類は、次の表のとおりとする。

分類	分類基準	取扱制限
完全性 2	業務で取り扱う情報資産のうち、改ざん、誤びゅう又は破損により、市民の権利が侵害される又は業務の適確な遂行に支障（軽微なものを除く。）を及ぼすおそれがある情報資産	<p>1 バックアップ、電子署名付与</p> <p>2 電磁的記録媒体の耐火、耐熱、耐水及び耐湿を考慮した施錠可能な場所への保管</p> <p>3 ログ及び必要な記録の取得</p>
完全性 1	完全性 2 の情報資産以外の情報資産	

4 情報資産の可用性による分類は、次の表のとおりとする。

分類	分類基準	取扱制限
可用性 2	業務で取り扱う情報資産のうち、滅失、紛失及び当該情報資産が利用不可能であることにより、市民の権利が侵害される又は業務の安定的な遂行に支障（軽微なものを除く。）を及ぼすおそれがある情報資産	<p>1 バックアップ</p> <p>2 電磁的記録媒体の耐火、耐熱、耐水及び耐湿を考慮した施錠可能な場所への保管</p> <p>3 ログ及び必要な記録の取得</p>
可用性 1	可用性 2 の情報資産以外の情報資産	

（情報資産の管理責任）

第 10 条 情報セキュリティ管理者は、情報資産について管理責任を有する。

(データ及び情報の作成)

第11条 データ及び情報を作成する者は、作成途上のデータ及び情報についても、紛失や流出等を防止しなければならない。また、データ及び情報の作成途上で不要になった場合は、当該データ及び情報を消去しなければならない。

(情報資産の入手)

第12条 情報資産を入手した者は、情報資産の分類に応じ、適正な取扱いをしなければならない。

(情報資産の利用)

第13条 情報資産を利用する者は、情報資産の分類に応じ、適正な取扱いをしなければならない。

- (1) 業務以外の目的に情報資産を利用してはならない。
- (2) 情報資産の分類に応じ、適正な取扱いをしなければならない。
- (3) 電磁的記録媒体に情報資産の分類が異なる情報が複数記録されている場合、最高度の分類に従って、当該電磁的記録媒体を取り扱わなければならない。

(情報資産の保管)

第14条 情報セキュリティ管理者は、情報資産の分類に従って、情報資産を適正に保管しなければならない。

- 2 情報セキュリティ管理者は、情報資産を記録した電磁的記録媒体を長期間保管する場合は、書込禁止の措置を講じなければならない。
- 3 情報セキュリティ管理者は、機密性2以上、完全性2又は可用性2の情報資産を記録した電磁的記録媒体を保管する場合は、耐火、耐熱、耐水及び耐湿を考慮した施錠可能な場所に保管しなければならない。

(情報資産の運搬)

第15条 機密性2以上の情報資産を運搬する者は、情報セキュリティ管理者に許可を得なければならない。

- 2 車両等により機密性2以上の情報資産を運搬する者は、必要に応じ鍵付きケース等に格納し、パスワード等による暗号化を行う等、情報資産の不正利用を防止するための措置を講じなければならない。

(情報資産の提供及び公表)

第16条 機密性2以上の情報資産を外部（市以外のものをいう。以下この条及び第46条において同じ。）に提供する者は、情報セキュリティ管理者に許可を得なければならない。

2 機密性3の情報資産を外部に提供する場合は、原則適切な回線を用いた情報システムを使用しなければならない。

3 機密性2の情報資産を外部に提供する場合は、必要に応じパスワード等による暗号化をしなければならない。

4 情報セキュリティ管理者は、市民に公開する情報資産について、完全性を確保しなければならない。

(情報資産の廃棄等)

第17条 情報資産の廃棄やリース返却等を行う者は、情報資産を記録している電磁的記録媒体について、機密性2以上の情報資産を復元できないように処置しなければならない。

(データ及び情報の持ち出しにおける対策)

第18条 情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、外部電磁的記録媒体による端末からのデータ及び情報の持ち出しができないように設定しなければならない。ただし、情報セキュリティ管理者の許可を得た場合はこの限りではない。

(機器の設置)

第19条 情報システム管理者は、サーバ等の機器の設置を行う場合は、火災、水害、埃、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置し、震災時の転倒又は盗難防止のため、適正に固定する等、必要な措置を講じなければならない。

(機器の電源)

第20条 情報システム管理者は、サーバ等の機器の電源について、停電等による電源供給の停止に備え、当該機器が適正に停止するまでの間の十分な電力を供給する容量の予備電源を備え付けなければならない。

2 情報システム管理者は、落雷等による過電流に対して、サーバ等の機器を保護するための措置を講じなければならない。

(通信ケーブル等の配線)

第21条 情報システム管理者は、通信ケーブル及び電源ケーブルの損傷等を防止するために、配線収納管を使用する等必要な措置を講じなければならない。

2 情報システム管理者は、許可した以外の者が配線を変更、追加できないように必要な措置を講じなければならない。

(機器の定期保守及び修理)

第22条 情報システム管理者は、機密性2以上、完全性2又は可用性2の情

報資産を保有するサーバ等の機器について、市が適切に定期保守を実施しているのか確認をしなければならない。

- 2 情報システム管理者は、電磁的記録媒体を内蔵する機器を市が事業者に修理させる場合、修理前に内容が消去されていること又は市と修理を委託する事業者との間で、守秘義務契約を締結し、秘密保持体制の確認等がされていることを確認しなければならない。

(庁外への機器の設置)

第23条 情報システム管理者は、市が庁外にサーバ等の機器を設置する場合、定期的に当該機器への情報セキュリティ対策状況について確認しなければならない。

(機器の廃棄等)

第24条 情報システム管理者は、機器を廃棄、リース返却等をする場合、市が機器内部の記憶装置から、全てのデータ及び情報を消去の上、復元不可能な状態にする措置を講じていることを確認しなければならない。

(通信回線の管理)

第25条 情報セキュリティ管理者は、機密性2以上の情報資産を取り扱うネットワークについて、必要なセキュリティ水準を検討の上、適正な回線を選択しなければならない。また、必要に応じ、送受信される情報の暗号化をしなければならない。

- 2 情報セキュリティ管理者は、前項を除くネットワークに使用する回線について、伝送途上に情報が破壊、盗聴、改ざん、消去等が生じないように、不正な通信の有無を監視する等の十分な情報セキュリティ対策を実施しなければならない。

(会派室等の端末の管理)

第26条 情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、盗難防止のため、会派室等の端末のワイヤーによる固定又は使用時以外の施錠管理等の物理的措置を講じなければならない。電磁的記録媒体については、データ及び情報が保存される必要がなくなった時点で速やかに記録したデータ及び情報を消去しなければならない。

- 2 情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、会派室等の端末は、ログインに際し、認証情報の入力を必要とするように設定しなければならない。

- 3 情報システム管理者は、パソコン及びモバイル端末におけるデータの暗号化等の機能を有効に活用するよう努めるものとする。電磁的記録媒体につい

ても、データ暗号化機能を備える媒体を使用するよう努めるものとする。

- 4 情報システム管理者は、モバイル端末の庁外での業務利用の際は、前項の対策に加え、遠隔消去機能を設定する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(議員の遵守事項)

第27条 議員の遵守事項は次のとおりとする。

- (1) 議員は、業務上必要のないデータ及び情報の作成、業務以外の目的での情報資産の庁外への持ち出し、情報システムへのアクセス、電子メールアドレスの使用及びインターネットへのアクセスを行ってはならない。
- (2) 議員は、会派室等の端末、電磁的記録媒体、情報資産及びソフトウェアを庁外に持ち出す場合及び庁外で情報処理業務を行う場合には、情報セキュリティ管理者の許可を得なければならない。
- (3) 議員は、支給以外の端末及び電磁的記録媒体等を原則業務に利用してはならない。ただし、業務上必要な場合は、情報セキュリティ管理者の許可を得て利用することができる。
- (4) 議員は、支給以外の端末及び電磁的記録媒体等を利用する場合には、前号の規定による許可を得た上で、庁外で情報処理作業を行う際に安全管理措置に関する規定を遵守しなければならない。
- (5) 議員は、端末における基本設定及びセキュリティ機能の設定を情報セキュリティ責任者又は管理者システム管理者の許可なく変更してはならない。
- (6) 議員は、端末、電磁的記録媒体及び情報が印刷された文書等について、第三者に使用されること又は許可なく情報を閲覧されることがないように、離席時の端末のロックや電磁的記録媒体、文書等の容易に閲覧されない場所への保管等、適正な措置を講じなければならない。
- (7) 議員は、辞職、任期満了等により業務を離れる場合には、利用していた情報資産を返却しなければならない。また、その後も業務上知り得た情報を漏らしてはならない。

(委託事業者に対する情報提供)

第28条 情報システム管理者は、市がネットワーク及び情報システムの開発、保守等を委託する場合、再委託事業者も含めて、情報セキュリティポリシー等を遵守するよう、必要な情報を提供するものとする。

(研修)

第29条 情報セキュリティ管理者は、一般選挙を経た任期開始後、議員に対し情報セキュリティに関する研修を実施しなければならない。

(情報セキュリティインシデントの報告)

第30条 議員は、情報セキュリティインシデントを認知した場合、速やかに情報セキュリティ管理者及び情報セキュリティに関する統一的な窓口へ報告しなければならない。

2 報告を受けた情報セキュリティ管理者は、速やかにCISO、統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ責任者に報告しなければならない。

3 情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティインシデントの原因を究明し、記録を保存しなければならない。また、情報セキュリティインシデントの原因究明の結果から、再発防止策を検討しなければならない。

(認証情報の取扱い)

第31条 議員は、自己の管理する認証情報に関し、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 自己が利用している認証情報は、他人に利用させてはならない。

(2) 共用認証情報を利用する場合は、許可された共用認証情報の利用者以外に利用させてはならない。

(パスワードの取扱い)

第32条 議員は、自己の管理するパスワードに関し、次の事項を遵守しなければならない。

(1) パスワードは、他者に知られないように管理しなければならない。

(2) パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じてはならない。

(3) パスワードの文字列は想像し難いものにしなければならない。

(4) パスワードが流出した疑いがある場合には情報セキュリティ管理者に速やかに報告し、パスワードを変更しなければならない。

(他団体との情報システムに関する情報等の交換)

第33条 情報システム管理者は、他の団体と情報システムに関する情報及びソフトウェアを交換する場合、その取扱いについて情報セキュリティ管理者の許可を得なければならない。

(システム管理記録及び作業の確認)

第34条 情報システム管理者は、情報システムの運用において実施した作業について、作業記録を作成しなければならない。

2 情報システム管理者は、情報システムにおいて、システム変更等の作業を行った場合は、作業内容についての記録、プログラム及び機器仕様書等の変更履歴を作成しなければならない。

3 情報システム管理者は、情報システムにおいて、運用又は保守によって機

器の構成、設定情報等に変更があった場合は、情報セキュリティ対策が適切であるか確認し、必要に応じて見直さなければならない。

(情報システム仕様書等の管理)

第35条 情報システム管理者は、ネットワーク構成図、情報システム仕様書について記録媒体にかかわらず、業務上必要とする者以外の者が閲覧したり、紛失等がないよう、適正に管理しなければならない。

(ログの取得等)

第36条 情報システム管理者は、情報システムについて、各種ログ及び情報セキュリティの確保に必要な記録を取得し、一定の期間保存しなければならない。

2 取得したログ及び情報セキュリティの確保に必要な記録について、必要に応じて点検及び分析を行い、不正侵入、不正操作等が疑われる場合には、速やかに情報セキュリティ管理者に報告し、適切な対応を行わなければならない。

(障害記録)

第37条 情報システム管理者は、議員からのシステム障害の報告、システム障害に対する処理結果又は問題等を、障害記録として記録し、適正に保存しなければならない。

(ネットワークの接続制御、アクセス制御)

第38条 情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、フィルタリング及びルーティングについて、設定の不整合が発生しないように、ファイアウォール、ルータ等の機器を設定しなければならない。

2 情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、不正アクセスを防止するため、ネットワークに適正なアクセス制御を施さなければならない。

3 情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、保守又は診断のために外部の通信回線から内部の通信回線に接続された機器等に対して行われるリモートメンテナンスに係る情報セキュリティを確保し、情報セキュリティ対策について、定期的な確認により見直さなければならない。

(外部の者が利用できるシステムの分離等)

第39条 情報システム管理者は、電子申請の汎用受付システム等、外部の者が利用できるシステムについて、市が必要に応じて他のネットワーク及び情報システムと分離する等の措置を講じていることを確認しなければならない。

(外部ネットワークとの接続制限等)

第40条 情報システム管理者は、市がネットワークを外部ネットワークと接

続しようとする場合には、情報システム等の情報資産に影響が生じないことを確認しなければならない。

2 情報システム管理者は、接続した外部ネットワークの瑕疵によりデータ又は情報の漏えい、破壊、改ざん又はシステムダウン等による業務への影響が生じた場合に対処するため、当該外部ネットワークの管理責任者による損害賠償責任が契約上担保されていることを確認しなければならない。

3 情報システム管理者は、情報システムを外部に公開する場合、ファイアウォール等を外部ネットワークとの境界に設置した上で接続されることを確認しなければならない。

4 情報システム管理者は、接続した外部ネットワークのセキュリティに問題が認められ、情報資産に脅威が生じることが想定される場合には、速やかに当該外部ネットワークを物理的に遮断しなければならない。

(複合機のセキュリティ管理)

第41条 情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、市議会が利用する複合機（プリンタ、ファクシミリ、イメージスキャナ、コピー機等の機能のうち複数のものが1つにまとめられている機器をいう。以下同じ。）について、当該複合機が備える機能及び設置環境並びに取り扱う情報資産の分類及び管理方法に応じ、適正な情報セキュリティ対策が確保されていることを確認しなければならない。

2 情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、複合機が備える機能について適正な設定等を行うことにより運用中の複合機に対する情報セキュリティインシデントへの対策を講じなければならない。

3 情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、複合機の運用を終了する場合、複合機の持つ電磁的記録媒体の全てのデータ及び情報を抹消する又は再利用できないようにする対策を講じることを確認しなければならない。

(特定用途機器のセキュリティ管理)

第42条 情報セキュリティ管理者は、特定用途機器（テレビ会議システム、IP電話システム、ネットワークカメラシステム等の特定の用途に使用される情報システム特有の構成要素であって、通信回線に接続されている又は電磁的記録媒体を内蔵しているものをいう。）について、取り扱うデータ及び情報、利用方法、通信回線への接続形態等により、何らかの脅威が想定される場合は、当該機器の特性に応じた対策を講じなければならない。

(無線LAN及びネットワークの盗聴対策)

第43条 情報セキュリティ管理者は、無線LAN（コンピュータを相互に接続

する通信手段のうち、無線により接続する通信手段をいう。) 機器を設置する場合、解読が困難な暗号化及び認証技術を使用しなければならない。

(電子メールのセキュリティ対策)

第44条 情報セキュリティ管理者は、権限のない利用者により、外部から外部への電子メール転送(電子メールの中継処理をいう。)が行われることを不可能とするよう、電子メールサーバを設定しなければならない。

2 情報セキュリティ管理者は、電子メールの送受信容量の上限及び電子メールボックスの容量を設定しなければならない。

(電子メールの利用制限)

第45条 議員は、電子メールの使用に際し、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 自動転送機能を用いて、電子メールを転送してはならない。
- (2) 業務上必要のない送信先に電子メールを送信してはならない。
- (3) 議員は、複数人に電子メールを送信する場合、必要がある場合を除き、他の送信先の電子メールアドレスが分からないようにしなければならない。
- (4) 重要な電子メールを誤送信した場合、情報セキュリティ管理者に報告しなければならない。

(電子署名・暗号化)

第46条 議員は、機密性2、完全性2又は可用性2の情報資産について、外部に送るデータの機密性又は完全性を確保することが必要な場合には、指定された電子署名、パスワード等による暗号化等、セキュリティを考慮して、送信しなければならない。

2 議員は、暗号化を行う場合に情報セキュリティ管理者が指定した方法以外を用いてはならない。また、情報セキュリティ管理者が指定した方法で暗号のための鍵を管理しなければならない。

3 情報セキュリティ管理者は、電子署名の正当性を検証するための情報又は手段を、署名検証者へ安全に提供しなければならない。

(無許可ソフトウェアの導入等の禁止)

第47条 議員は、情報セキュリティ管理者の許可なくパソコン及びモバイル端末にソフトウェアを導入してはならない。

2 議員は、不正にコピーしたソフトウェア及びライセンス違反したソフトウェアを利用してはならない。

(機器構成の変更の制限)

第48条 議員は、情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者の許可な

くパソコン及びモバイル端末に対し機器の改造、増設及び交換を行ってはならない。

(業務外ネットワークへの接続)

第49条 議員は、支給された端末を業務外ネットワークに接続する場合は、暗号化されたネットワークを利用するなど、必要なセキュリティ対策を講じるものとする。

2 情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、支給した端末について、端末に搭載されたOSのポリシー設定等により、端末を異なるネットワークに接続できないよう技術的に制限する。

(業務以外の目的でのウェブ閲覧の禁止)

第50条 議員は、業務以外の目的でウェブを閲覧してはならない。

2 情報セキュリティ責任者は、議員のウェブ利用について、明らかに業務に関係のないサイトを閲覧していることを発見した場合は、情報セキュリティ管理者に通知し適正な措置を求めなければならない。

(Web会議サービスの利用時の対策)

第51条 情報セキュリティ責任者は、Web会議を適切に利用するための利用手順を定めなければならない。

2 議員は、情報セキュリティ責任者の定める利用手順に従い、Web会議の参加者や取り扱うデータ及び情報に応じた情報セキュリティ対策を実施しなければならない。

3 議員は、Web会議を主催する場合、会議に無関係の者が参加できないよう対策を講じなければならない。

(アクセス制御等)

第52条 情報システム管理者は、情報システムにアクセスできる議員を適切に管理しなければならない。

2 情報システム管理者は、利用者の登録、変更、抹消等の情報管理、議員の辞職、任期満了に伴う利用者認証情報の取扱い等の方法を定めなければならない。

3 情報システム管理者は、利用されていない認証情報が放置されないよう、点検しなければならない。

4 情報システム管理者は、不要なアクセス権限が付与されていないか定期的に確認しなければならない。

5 情報システム管理者は、管理者権限等の特権を付与された認証情報を利用する者を必要最小限にし、当該認証情報の漏えい等が発生しないよう、当該

認証情報を厳重に管理しなければならない。

- 6 情報システム管理者は、特権による情報システムへの接続時間を必要最小限に制限しなければならない。

(認証情報の管理)

第53条 情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者は、議員の認証情報を厳重に管理しなければならない。

- 2 情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者は、認証情報の不正利用を防止するための措置を講じなければならない。

(情報システムの調達)

第54条 情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、市が情報システムの開発、導入、保守等を調達する場合、調達仕様書に必要とする技術的なセキュリティ機能及び情報システムに誤ったプログラム処理が組み込まれないよう、不具合を考慮した技術的なセキュリティ機能が明記されていることを確認しなければならない。

(情報システムの導入)

第55条 情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、市が新たに情報システムを導入する場合、開発の不備、プログラム上の欠陥並びに操作及び設定のミス等がないよう、必要に応じ確認しなければならない。

- 2 情報システム管理者は、市が運用テストを行う場合、あらかじめ擬似環境による操作確認をしなければならない。

(情報システムの納入時又は受入れ時)

第56条 情報システム管理者は、情報システムの納入時又は受入れ時に際し、情報システムの情報セキュリティ対策に係る要件が満たされていることを確認しなければならない。

- 2 情報システム管理者は、情報システムが構築段階から運用保守段階へ移行する際に、当該情報システムの開発事業者から運用保守事業者へ引継がれる項目に、情報セキュリティ対策に必要な内容が含まれていることを確認しなければならない。

(情報システムにおける入出力データ及び情報の正確性の確保)

第57条 情報システム管理者は、情報システムに入力されるデータ及び情報について、範囲、妥当性のチェック機能及び不正な文字列等の入力を除去する機能を組み込むように当該情報システムが設計されていることを確認しなければならない。

- 2 情報システム管理者は、故意又は過失によりデータ及び情報が改ざんされ

る又は漏えいするおそれがある場合に、これを検出するチェック機能を組み込むように情報システムが設計されていることを確認しなければならない。

3 情報システム管理者は、情報システムから出力されるデータ及び情報について、情報処理が正しく反映され、出力されるように情報システムが設計されていることを確認しなければならない。

(ソフトウェアの更新等)

第58条 情報システム管理者は、ソフトウェア等を更新、又はパッチの適用をする場合、他の情報システムとの整合性を確認しなければならない。

(システム更新又は統合時の検証等)

第59条 情報システム管理者は、システム更新又は統合時に伴うリスク管理体制の構築、移行基準の明確化及び更新又は統合後の業務運営体制の検証をしなければならない。

(情報システムの対策の見直し)

第60条 情報システム管理者は、情報システムの情報セキュリティ対策を適切に見直さなければならない。

2 情報システム管理者は、情報セキュリティ管理者による情報セキュリティ対策の見直しによる改善指示に基づき、情報システムの情報セキュリティ対策を適切に見直さなければならない。

(不正プログラム措置事項)

第61条 情報セキュリティ管理者は、不正プログラム対策として、次の事項を措置しなければならない。

(1) 外部ネットワークにより送受信するファイルは、コンピュータウイルス等の不正プログラムのチェックを行い、不正プログラムのシステムへの侵入及び拡散を防止しなければならない。

(2) 所掌するサーバ及び端末は、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させ、ソフトウェア及びパターンファイルは、常に最新の状態に保たなければならない。また、インターネットに接続していないサーバ及び端末についても、感染、侵入が生じるおそれが著しく低い場合を除き、不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施しなければならない。

(3) サーバ及び端末に対する不正プログラム対策ソフトウェアによるフルチェックは、定期的に実施しなければならない。

(4) コンピュータウイルス等の不正プログラム情報を収集し、必要に応じ議員に対して注意喚起しなければならない。

(5) 業務で利用するソフトウェアは、当該製品の利用を予定している期間中にパッチやバージョンアップ等の開発元のサポートが終了する予定がないことを確認しなければならない。

(6) 不正プログラム対策ソフトウェア等の設定変更権限については、一括管理し、情報セキュリティ管理者が許可した議員を除く議員等に当該権限を付与してはならない。

(議員の遵守事項)

第62条 議員の不正プログラム対策としての遵守事項は、次のとおりとする。

(1) 議員は、外部からデータ、情報又はソフトウェアを取り入れる場合には、必ず不正プログラム対策ソフトウェアによるチェックをしなければならない。

(2) 議員は、差出人が不明な電子メールを受信した場合並びに添付ファイルが付いた電子メールを送受信する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアでチェックしなければならない。

(3) 議員は、コンピュータウイルス等の不正プログラムに感染した、又は感染が疑われる場合は、事前に決められたコンピュータウイルス感染時の初動対応の手順に従って対応を行わなければならない。

(専門家の支援体制)

第63条 情報システム管理者は、実施している不正プログラム対策では不十分な事態が発生した場合に備え、外部の専門家の支援を受けられるようにしておかななければならない。

(不正アクセス措置事項)

第64条 情報セキュリティ管理者は、サーバ等に不正アクセスを受けた場合又は不正アクセスを受けるおそれがある場合は、システムの停止を含む必要な措置を講じなければならない。また、総務省、愛知県等と連絡を密にして不正アクセス情報の収集に努めなければならない。

(記録の保存)

第65条 情報セキュリティ管理者は、サーバ等に不正アクセスを受け、当該不正アクセスが不正アクセス禁止法違反等の犯罪の疑いがある場合には、不正アクセスの記録を保存するとともに、警察及び関係機関との緊密な連携に努めなければならない。

(議員による不正アクセス)

第66条 情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、議員による不正アクセスを発見した場合は、適正な処置を行わなければならない。

(サービスの妨害等の攻撃)

第67条 情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、外部からアクセスできる情報システムに対して、市が第三者からサービスの妨害、不能又は拒否の攻撃を受け、利用者がサービスを利用できなくなることを防止するため、情報システムの可用性を確保する対策を講じることを確認しなければならない。

(標的型攻撃)

第68条 情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、標的型攻撃による内部への侵入を防止するために、教育等の人的対策を講じなければならない。また、市が入口対策（標的型攻撃による組織内部への侵入を低減する対策をいう。）、内部対策（内部に侵入した攻撃を早期検知して対処する、侵入範囲の拡大の困難度を上げる対策をいう。）及び出口対策（外部との不正通信を検知して対処する対策をいう。）を講じることを確認しなければならない。

(セキュリティ情報の収集)

第69条 情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、サーバ装置、端末及び通信回線装置等におけるセキュリティホール等に関する情報を収集し、必要に応じ、関係者間で共有しなければならない。また、当該セキュリティホールの緊急度に応じて、ソフトウェア更新等の対策を実施しなければならない。

2 情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、情報セキュリティに関する情報を収集し、必要に応じ、関係者間で共有しなければならない。また、情報セキュリティに関する社会環境や技術環境等の変化によって新たな脅威を認識した場合は、セキュリティ侵害を未然に防止するための対策を速やかに講じなければならない。

(情報システムの運用・保守時の対策)

第70条 情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、情報システムの運用・保守において、情報システムに実装された監視を含むセキュリティ機能を適切に運用しなければならない。

2 情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、情報システムの情報セキュリティ対策について、新たな脅威の出現、運用、監視等の状況により、見直しを適時検討し、必要な措置を講じなければならない。

3 情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、情報資産を取り扱う情報システムについて、情報セキュリティインシデント発生時に適切な対処

が行えるよう運用をしなければならない。

(情報システムの監視)

第71条 情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、セキュリティに関する侵害を検知するため、情報システムを監視しなければならない。

(情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認)

第72条 情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、情報セキュリティポリシーの遵守状況について確認を行い、問題が発生した場合には、適正かつ速やかに対処しなければならない。

(端末及び電磁的記録媒体等の利用状況調査)

第73条 情報セキュリティ管理者は、統括情報セキュリティ責任者が必要があると認める場合は、議員が使用している端末及び電磁的記録媒体等のログ、電子メールの送受信記録等の利用状況を調査することができる。

(実施手順の作成)

第74条 情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティインシデントが発生した場合又は発生するおそれがある場合の連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止等の措置を迅速かつ適正に実施するために必要な実施手順をあらかじめ定めるとともに、セキュリティ侵害時には当該手順に従って適正に対処しなければならない。

(実施手順の事項)

第75条 前条に規定する実施手順には、次の事項を定めなければならない。

- (1) 関係者の連絡先
- (2) 発生した事案に係る報告すべき事項
- (3) 発生した事案への対応措置
- (4) 再発防止措置の策定

(実施手順の見直し)

第76条 情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティを取り巻く状況の変化や組織体制の変動等に応じ、必要に応じて実施手順を見直さなければならない。

(許可を得た例外措置)

第77条 情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、情報セキュリティ関係規定を遵守することが困難な状況で、業務の適正な遂行を継続するため、遵守事項とは異なる方法を採用する又は遵守事項を実施しないことについて合理的な理由がある場合には、CIS0の許可を得て、例外措置を講じることができる。

(緊急時の例外措置)

第78条 情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、業務の遂行に緊急を要する等の場合であって、例外措置を実施することができないときは、事後速やかにCISOに報告しなければならない。

(法令遵守)

第79条 議員は、業務において使用する情報資産を保護するために、次の法令のほか関係法令を遵守し、これに従わなければならない。

- (1) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (2) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (4) サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）
- (5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

(業務委託実施前の対策)

第80条 情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者は、市が実施する委託業務において情報セキュリティ対策が確保されるよう、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 委託する業務内容
- (2) 委託事業者の選定条件を含む仕様

(委託事業者への情報提供)

第81条 委託事業者への提供を認める情報は、第9条第1項から第4項までに規定する情報資産の分類と取扱制限に基づき、情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者が判断する。

2 委託する業務の範囲は、前項の規定により判断した情報の範囲内での情報提供により、委託事業者が業務を遂行することができる範囲とする。

(業務委託実施期間中の対策)

第82条 情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者は、市の業務委託の実施期間において、委託事業者が適切な情報セキュリティ対策を継続して実施していることを確認しなければならない。

(業務委託終了時の対策)

第83条 情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者は、市の業務委託の終了に際して、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 業務委託の実施期間を通じてセキュリティ対策が適切に実施されたこと
- (2) 委託事業者に提供した情報を含め、委託事業者において取り扱われた情

報が確実に返却、廃棄又は抹消されたこと

(情報システムの構築を業務委託する場合の対策)

第84条 情報システム管理者は、市が情報システムの構築を業務委託する場合は、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 情報システムのセキュリティ要件の適切な実装
- (2) 情報セキュリティの観点に基づく試験の実施
- (3) 情報システムの開発環境及び開発工程における情報セキュリティ対策
(情報システムの運用・保守を業務委託する場合の対策)

第85条 情報システム管理者は、市が情報システムの運用・保守を業務委託する場合は、情報システムに実装されたセキュリティ機能が適切に運用されるための要件について、確認しなければならない。

2 情報システム管理者は、市が情報システムの運用・保守を業務委託する場合は、委託事業者が実施する情報システムに対する情報セキュリティ対策を適切に把握するため、当該対策による情報システムの変更内容について、市に速やかな報告を求めなければならない。

(外部サービスの利用)

第86条 情報セキュリティ管理者は、外部（クラウド）サービスを利用する場合、市が尾張旭市クラウドサービス利用要綱に基づき、適切な情報セキュリティ対策等を講じることを確認しなければならない。

(監査の実施)

第87条 CIS0は、ネットワーク及び情報システム等の情報資産における情報セキュリティ対策状況について、必要に応じて監査を行わせなければならない。

2 情報セキュリティ責任者は、監査機能に不備がないように必要に応じて監査方法を見直さなければならない。

(監査を行う者の要件)

第88条 監査を行う者は、監査及び情報セキュリティに関する専門知識を有する者とする。

(保管)

第89条 情報セキュリティ管理者は、監査の実施を通して収集した監査証拠、監査報告書の作成のための監査調書は、紛失等が発生しないように適正に保管しなければならない。

(監査結果の活用)

第90条 情報セキュリティ責任者は、監査結果を本基準及び関係規程等の見

直し、その他情報セキュリティ対策の見直し時に活用しなければならない。

(自己点検の実施方法)

第91条 情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、市議会が利用するネットワーク及び情報システムについて情報セキュリティポリシーに沿った情報セキュリティ対策状況について、必要に応じて自己点検を実施しなければならない。

(自己点検結果の活用)

第92条 議員は、自己点検の結果に基づき、自己の権限の範囲内で改善を図らなければならない。

2 情報セキュリティ責任者は、点検結果を本基準及び関係規程等の見直し、その他情報セキュリティ対策の見直し時に活用しなければならない。

(本基準及び関係規程等の見直し)

第93条 情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ監査及び自己点検の結果並びに情報セキュリティに関する状況の変化等を踏まえ、本基準及び関係規程等について必要があると認めた場合、改善を行うものとする。

(委任)

第94条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。

令和9年度議会費予算要望一覧

1 1

会派等名	内容	必要経費及び理由	要望額
令和あさひ	グループウェアをLINEワークスへ変更する	現状のグループウェアの使用しづらい項目がLINEワークスで活用しやすくなるのかを必要経費も含めて比較し、変更の検討を進めたい。	
市民クラブ	議場での一般質問時に説明する資料を見やすく共有化のためのデジタル化	<p>現行、議場での一般質問時にパネル等を利用しているが、サイズの制約や見る人の位置により、リアルも画像も見づらくなっている。</p> <p>傍聴者や動画を見る人が見やすくなるようにし、議会への関心を高めるために要望します。</p> <p>詳細は、添付資料を参照。</p>	
公明党 尾張旭市議団	尾張旭市の厳しい財政状況を踏まえ、議会自らが経費の見直しと効率化にさらに取り組むべきと考える。	<p>①会議録のAI活用により、作成コストと時間の削減を図る。</p> <p>②視察・研修は原則オンラインを基本とし、必要最小限の出張に限定。</p>	
日本共産党 尾張旭市議団	愛知県町村議会広報研修会旅費の見直し	<p>【現状】広報広聴委員（7名）と副議長が参加 【改善案】各議員が任期中に1回参加（5名×4年＝20名）</p> <p>※4年の任期の中で、広報広聴委員と期数の若い議員を優先するが、毎年似たような内容なので、必ずしも広報広聴委員が固定で参加しなくても良い。</p>	
愛知維新の会 尾張旭市議団	なし		

議会映像配信改善に関する企画書

1. 企画の背景・課題

現在、市議会における一般質問等は、定点カメラ2台により動画配信が行われている。

しかし、議員がパネルを用いて説明を行った場合、配信映像では文字や図表が判別しづらく、

市民にとって内容が十分に伝わらないという課題がある。

これはカメラのズーム性能や画角や動画配信機能に限界があることが主な要因であり、議会の「分かりやすさ」「見える化」の観点から改善が求められている。

2. 企画の目的

本企画は、紙パネル中心の説明からデジタル資料の活用へ移行し、

議場内および動画配信において、議会内容をより分かりやすく市民に伝えることを目的とする。

また、段階的な導入とすることで、費用対効果を検証しながら無理のない改善を図る。

3. 段階別導入計画

(第1段階) 既存スクリーンを活用した試験導入

現行のiPadやパソコンを使用し、すでに購入済みの中型スクリーンに説明用の画像や資料(PDF、プレゼン資料等)を映し出す。

まずは試験的に運用し、資料の見やすさや準備・操作面での課題を確認する。

既存設備を活用するため、新たな大きな費用負担を伴わないことを前提とする。

(第2段階) 大型スクリーンへの拡張および撮影対応

議員の説明時に、議場前後に設置した大型スクリーン2台に説明画像を表示する。
議場のどの位置からでも資料が確認できるようにするとともに、
スクリーンに映された画像が動画配信時にも撮影・確認できる環境を整える。
これにより、議場内の視認性と配信映像の分かりやすさの両立を図る。

(第3段階) 動画配信における資料・発言者の統合表示

第2段階の大型スクリーン表示とは別に、動画配信においては、
iPadやパソコンのデータそのものを直接映し出す仕組みを導入する。
議員の説明している姿と説明資料を、同時表示または切り替え表示とすることで、
市民が質問内容と資料を関連付けて理解できる配信を実現する。

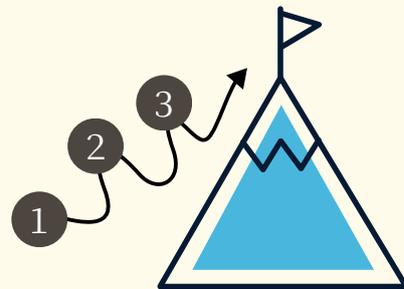
4. 期待される効果

- ・ 議会中継が分かりやすくなり、市民の理解と関心が高まる
- ・ 議員の政策提案や問題提起が正確に伝わる
- ・ パネル作成等の負担軽減とデジタル化の推進
- ・ 将来的な市民向け動画配信の充実への基盤整備

5. まとめ

本企画は、現時点では主に職員が視聴している議会動画について、
将来的にはより多くの市民に見てもらうことを視野に入れた改善策である。
一度にすべてを整備するのではなく、段階的に導入・検証を行うことで、
費用を抑えつつ、持続的で分かりやすい議会運営を目指すものである。

一般質問時の共有資料を デジタル化する 3 STEP 案



期待される効果

- ・ 議会中継が分かりやすくなり、市民の理解と関心が高まる
- ・ 議員の政策提案や問題提起が正確に伝わる
- ・ パネル作成等の負担軽減とデジタル化の推進
- ・ 将来的な市民向け動画配信の充実への基盤整備

現状 → STEP 1

1 アナログ「パネル」表示 → まずはデジタル化

- 手法●各自のタブレットと購入済み中型スクリーンを活用。
マルチポートアダプタ（約1万円）により
タブレットとスクリーン投影を接続。
- 配置●タイムカウントモニターの辺りに配置。
理事者・議員双方向から見られる。

STEP 1 → STEP 2

2 スクリーン1ヵ所表示 → 2ヵ所&大型化

- 配置●議場前後に設置した大型スクリーン2台に表示
- 効果●どの位置からでも資料が確認できる
動画配信時にも撮影できる位置とサイズ
→議場内の視認性と配信映像の分かりやすさの両立

STEP 2 → STEP 3

3 議場での視認性 → 動画配信画面への反映

- 手法●動画配信内にデータを画面分割等により映し出す
- 効果●配信編集などのスキルとコストが必要だが
動画からの議会傍聴者への理解促進につながる